

環境と共生する都市づくりに関する支援制度（神奈川県／県央・湘南都市圏）

4 その他の支援制度

(1) 高齢者、障害者等に配慮した建築物、まちづくりに関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	<p>○重度障害者住宅設備改善費助成事業</p> <p>利用できる方は在宅の方で以下のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 既存住宅の浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事</p> <p>身体障害者手帳1級又は2級の方</p> <p>知能指数35以下の方</p> <p>身体障害者手帳3級でかつ知能指数が50以下の方</p> <p>(2) 天井走行式移動リフト（機器の価格のみ）</p> <p>下肢又は体幹機能障害の1級又は2級で、移動が困難である18歳以上64歳以下の方</p> <p>(3) 環境制御装置（機器の価格のみ）</p> <p>四肢機能障害1級又は2級で、18歳以上の方</p>	<p>(1) 対象経費の限度額は800,000円。対象経費から世帯の所得に応じた自己負担額（0～1/2）を差し引いた額。 （所得制限あり。）</p> <p>(2) 対象経費の限度額は1,000,000円。対象経費から世帯の所得に応じた自己負担額（0～1/2）を差し引いた額。 （所得制限あり。）</p> <p>(3) 対象経費の限度額は600,000円。対象経費から世帯の所得に応じた自己負担額（0～1/2）を差し引いた額。 （所得制限あり。）</p>	<p>http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/fukushi/shogai/1006484.html</p>	障害福祉サービス課	042-769-8355
平塚市	<p>○重度障害者住宅設備改良事業</p> <p>(1) 浴室、便所、玄関、廊下等の改良工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳1級、2級の方 ・知能指数35以下の方 ・身体障がい者手帳3級でかつ知能指数が50以下の方 <p>(2) 天井走行式移動リフトの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下肢・体幹機能障害2級以上で、移動が困難である方（児童を含まず、65歳未満の方） <p>(3) 環境制御装置（パソコン関連機器）の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四肢機能障がい2級以上の方（児童含まず） <p>※既存の住宅に限る。事前相談が必要。</p>	<p>(1) 助成限度額 800,000円（1回限り）</p> <p>前年度の市民税の所得割額により全額公費負担・1/3自己負担・全額自己負担がある。</p> <p>(2) 助成限度額 1,000,000円（1回限り）</p> <p>前年度の市民税の所得割額により全額公費負担・1/3自己負担・全額自己負担がある。</p> <p>(3) 助成限度額 600,000円（1回限り）</p> <p>前年度の市民税の所得割額により全額公費負担・1/3自己負担・全額自己負担がある。</p> <p>※介護保険対象者は介護保険制度が優先。</p>	<p>http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/fukushi/paige-c_00988.html</p>	障がい福祉課	0463-21-8774
藤沢市	<p>○重度障がい者住宅設備改良費助成</p> <p>(1) 天井走行式移動リフトの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下肢・体幹機能障がい2級以上で、移動が困難である方（児童を含まず、65歳未満の方） <p>(2) 環境制御装置（パソコン関連機器）の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四肢機能障がい2級以上の方（児童含まず） <p>(3) 重度障がい者住宅設備改良（浴室、便所、玄関、台所、廊下等の改良工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳1級、2級の方 ・知能指数35以下の方（児童含む） ・身体障がい者手帳3級でかつ知能指数が50以下の方 <p>※ただし既存の住宅に限る。</p> <p>※事前相談が必要。</p>	<p>(1) 助成限度額 1,000,000円（1回限り）</p> <p>前年度の市民税の所得割額により全額公費負担・1/3自己負担・全額自己負担がある。</p> <p>(2) 助成限度額 600,000円（1回限り）</p> <p>前年度の市民税の所得割額により全額公費負担・1/3自己負担・全額自己負担がある。</p> <p>(3) 助成限度額 800,000円（1回限り）</p> <p>前年度の市民税の所得割額により全額公費負担・1/3自己負担・全額自己負担がある。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。</p>	<p>http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/shogaifu/kenko/fukushi/shogai/hosogu/jutaku.html</p>	障がい福祉課	0466-50-3528
茅ヶ崎市	<p>○重度障害者住宅改修費助成</p> <p>浴室、便所、台所、手すりの取り付け、床段差の解消、外構部の段差解消等の身体状況に起因して必要となる住宅改修を身体障害者手帳1、2級の方又は知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級の方でかつ知能指数50以下の方（未成年の場合はその保護者）が行う場合</p> <p>※要事前協議</p>	<p>最高800,000円</p> <p>（世帯の課税状況に応じて自己負担があり、1人につき1回。）</p>	<p>http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shogai/jyosei/1004360.html</p>	障害福祉課	0467-82-1111 (内線3211-3216)

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
茅ヶ崎市	○住宅改修費助成（日常生活用具） 手すりの取り付け、床段差の解消、引き戸等への取り替え等の、身体状況に起因して必要となる住宅改修を下肢障害、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する方であって障害等級3級以上の方（未成年の場合はその保護者）及び障害者総合支援法施行令第1条に規定する特殊の疾病（359 疾病）に該当する難病等の方（未成年の場合はその保護者）が行う場合。ただし、介護保険制度対象者は対象となりません。 ※要事前協議 ※難病等の方については、現在の身体状況を確認できる医師の診断書が必要。	最高 200,000 円 （ただし、別に定める自己負担金を除いた額で1人1回に限る。）	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shogai/jyosei/1004360.html	障害福祉課	0467-82-1111 （内線 3211-3216）
	○障害者自立促進用具購入費助成 ・天井走行式移動リフトの設置 18歳以上65歳未満の下肢または体幹機能障害1級・2級の方で移動困難な方。 ・環境制御装置 18歳以上で四肢体幹機能障害1級・2級の方 ※要事前協議	最高 1,000,000 円 （世帯の課税状況に応じて自己負担があり、障害者1人につき1回。） 最高 600,000 円 （世帯の課税状況に応じて自己負担があり、障害者1人につき1回。）	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shogai/jyosei/1004360.html	障害福祉課	0467-82-1111 （内線 3211-3216）
厚木市	○重度障害者住宅設備改良費助成事業 ・住宅設備改良 浴室、便所、玄関、台所、廊下その他住宅設備、住宅に付随する設備を障害者に適するように改良する工事を下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、移動が困難なもの、相談所等において知能指数35以下と判定された者、下肢又は体幹機能障害3級の者で、相談所等において知能指数50以下と判定されたものが行う場合 ・天井走行式移動リフトの設置 キャリアによって、室間等の移動を可能にする装置（設置工事費を除く。）を18歳以上65歳未満の下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、移動が困難なものが設置する場合 ・環境制御装置の設置 18歳以上の者で、四肢機能障害2級以上のものが、残存機能を利用して身の周りの電気製品、住宅設備等を電氣的に遠隔操作する装置（設置工事費を除く。）を設置する場合	最高 800,000 円 （ただし、世帯の所得税に応じて自己負担がある。） 最高 1,000,000 円 （ただし、世帯の所得税に応じて自己負担がある。） 最高 600,000 円 （ただし、世帯の所得税に応じて自己負担がある。）	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/outline/15/2100/p006442.html	障がい福祉課	046-225-2254
大和市	○重度障がい者住宅設備改良費助成事業 ・住宅の設備の改良工事 既存の住宅の浴室、玄関、台所、トイレ等の改造を身体障害者手帳1、2級の方又は知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級の方で知能指数50以下の方が行う場合（事前協議必要） ・天井走行式移動リフトの設置 キャリアによって室間等の移動を可能にする装置を18歳以上65歳未満の身体障害者手帳下肢又は体幹機能障がい2級以上の方で、移動が困難な方が設置する場合（事前協議必要） ・環境制御装置の設置 電気製品や住宅設備等を電氣的に遠隔操作できる装置を18歳以上の身体障害者手帳四肢機能障がい2級以上の方が設置する場合（事前協議必要）	最高 800,000 円 （ただし、市民税課税状況に応じて自己負担あり） 最高 1,000,000 円 （ただし、市民税課税状況に応じて自己負担あり） 最高 600,000 円 （ただし、市民税課税状況に応じて自己負担あり）	http://www.city.yamato.lg.jp/web/s-fuku/tebiki.html	障がい福祉課 自立支援係	046-260-5665
	○不燃化・バリアフリー化改修工事費助成 ・対象建築物：既存の木造住宅（戸建住宅、アパート等） ・対象者：次の1～4全てに該当する者 1. 建築物所有者 2. 当該住宅に居住しかつ住民登録を行っている者 3. 市税の滞納がない者 4. バリアフリー化改修工事は、要支援、要介護認定者等の世帯を除く ・施工業者：市内業者で、見積書及び領収書を市内の住所で発行できる者 ・工事費：5万円（税抜き）以上の場合が対象	工事費の1/2かつ上限10万円 ※工事に軒裏（破風を含む）改修工事が含まれる場合は上限20万円 ※不燃化とバリアフリー化改修工事を同時に行う場合、工事費は合算。	http://www.city.yamato.lg.jp/web/k-shido/k-shido01211848.html	建築指導課 建築指導係	046-260-5425

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
伊勢原市	<p>○障がい者住宅設備等改善助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅設備改良 浴室、便所、玄関、台所、廊下その他住宅設備、住宅に付随する設備を障がい者に適するように改良する工事を身体障害者手帳1・2級の者で、移動が困難なもの、相談所等において知能指数35以下と判定された者、身体障害者手帳3級の者で、相談所等において知能指数50以下と判定された者が行う場合 天井走行式移動リフトの設置 キャリアによって、室間等の移動を可能にする装置（設置工事費を除く。）を18歳以上65歳未満の下肢又は体幹機能障がい2級以上の者で、移動が困難なものが設置する場合 環境制御装置の設置 18歳以上の者で、四肢機能障がい2級以上の者が、残存機能を利用して身の周りの電気製品、住宅設備等を電氣的に遠隔操作する装置（設置工事費を除く。）を設置する場合 <p>※1世帯1回に限ります。 ※介護保険サービスの給付対象となる方は、介護保険制度が優先されます。</p>	<p>最高800,000円 （ただし、世帯の市町村民税に応じて自己負担がある。）</p> <p>最高1,000,000円 （ただし、世帯の市町村民税に応じて自己負担がある。）</p> <p>最高600,000円 （ただし、世帯の市町村民税に応じて自己負担がある。）</p>	<p>http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/201407100567/</p>	障がい福祉課	0463-94-4720
	<p>○住宅改修費助成（日常生活用具）</p> <p>下肢障がい、体幹機能障がい、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）3級の者又は同程度の児者が住宅改修のうち居宅生活動作補助用具を設置する場合</p> <p>※介護保険サービスの給付対象となる方は、介護保険制度が優先されます。</p>	<p>最高200,000円 （ただし、別に定める自己負担金を除いた額で1世帯1回に限る。）</p>	<p>http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/201407100451/</p>	障がい福祉課	0463-94-4720
海老名市	<p>○重度障害者住宅設備改善費助成事業</p> <p>(1) 玄関、台所、便所等の改造を身体障害者手帳1、2級(原則として肢体不自由又は視覚障害)の方又は知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級の方で知能指数50以下の方が行う場合</p> <p>(2) 天井走行式移動リフトの設置 下肢又は体幹機能障がいの1、2級の方で移動が困難である方（児童および65歳以上のものは除く）</p> <p>(3) 環境制御装置の設置 四肢機能障がいが1級又は2級の方</p> <p>※(1)～(3)とも、事前協議が必要。</p>	<p>限度額800,000円</p> <p>限度額1,000,000円</p> <p>限度額600,000円</p> <p>※世帯の所得税に応じて自己負担あり</p>	<p>http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shogaisha/shogaisha/oshirase/1003208.html</p>	障がい福祉課	046-235-4812
綾瀬市	<p>○重度障害者住宅改良等経費助成事業</p> <p>市内に住所を有する者で次に掲げる者（ただし、介護保険対象者は介護保険優先）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1、2級の者。 知的障害者更正相談所又は児童相談所で知能指数が35以下と判定された者。 障害の程度が3級の下肢、体幹又は視覚に障害を有する者で、相談所において知能指数が50以下と判定されたもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 浴室、便所、玄関、台所、廊下その他（限度額800,000円） 天井走行式移動リフトの設置経費（限度額1,000,000円） 環境制御装置の設置経費（限度額600,000円）世帯の課税額によって自己負担あり。 	<p>https://www.city.ayase.kanagawa.jp/ct/other000034100/juudoshougaisha_juutakusetubikairyuu.pdf</p>	障がい福祉課	0467-70-5623
寒川町	<p>○寒川町在宅障害者住宅設備改善に対する助成要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者住宅整備改善事業 玄関、台所、便所等の改造を身体障害者手帳1、2級の方又は知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級の方で知能指数50以下の方が行う場合（事前協議必要） 	<p>最高400,000円 （ただし、世帯の所得税に応じて自己負担があり、障害者の属する世帯につき原則1回）</p>	—	福祉課 障がい福祉担当	0467-74-1111 (内線145)
大磯町	<p>○大磯町重度障害者住宅設備改良事業補助金交付要綱</p> <p>浴室、便所、玄関、台所、廊下その他の住宅設備の改良を身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者、又は上肢、下肢あるいは体幹機能障害2級以上の者で、かつ、自力での移動が困難な者又は知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級の方で知能指数50以下の方が行う場合（事前協議必要）</p>	<p>住宅設備改良：最高800,000円 天井走行式リフト：最高1,000,000円 環境制御装置：最高600,000円 （ただし、世帯の所得税に応じて自己負担があり、障害者の属する世帯につき原則1回）</p>	<p>http://www.town.oiso.kanagawa.jp/soshiki/chomin/hukushi/tanto/siori/siori.html</p>	福祉課 障がい福祉係	0463-73-4530

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
二宮町	○二宮町重度障害者住宅設備改良費助成事業 浴室、便所、玄関、天井走行式移動リフト等障害者に適するような改造（工事）を身体障害者手帳1・2級（下肢、体幹又は視覚に障害を有する者）の方又は知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級の方で知能指数50以下の方が行う場合。（事前協議が必要）	介護保険非該当者：最高 800,000円 ※他制度優先（ただし、世帯の所得税に応じて自己負担あり）	http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/kenkofukushi/fukushi_ihoken/fukushi_s_hogaishashien/s01/1441761109353.html	福祉保険課 福祉・障がい者支援班	0463-71-3311 (内線 267/279)
愛川町	○重度障害者住宅設備改良経費助成 玄関、台所、便所等の改造を身体障害者手帳1、2級の方又は知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級で知能指数50以下の方が行う場合（事前協議必要）	最高 400,000円 (ただし、世帯の市町村民税に応じて自己負担あり)	http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/kurashi/hukushi/hi/yougaisya/fukushi_seido_service/1427598964375.html	福祉支援課	046-285-2111 (内線 3353)

(2) その他の支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
大和市	○大和市中企業融資制度（省エネルギー対策設備導入資金） ・市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者等（個人は、かつ1年以上市内に居住の方） ・太陽光発電設備等の省エネルギー設備を導入しようとする方 ・市税、国民健康保険税、下水道使用料に滞納がない方 用途 ・省エネルギー対策設備導入	融資限度額：3,000万円 融資期間：10年以内（うち据置1年以内） 利率（固定）：1.8%以内 利子補給：初回利払月から36か月間 30%以内（限度額：年間30万円） 信用保証料補助：保証料に対し50%以内（限度額：10万円） 健康企業の特例：国の健康経営有料法人認定制度の認定企業は補助率（補給率）が100%となります。	http://www.city.yamato.lg.jp/web/sangyo/yushi-hojo.html	産業活性化課 企業活動サポート係	046-260-5135
伊勢原市	○環境対策資金（市融資制度） ・融資利用可能な方：市内で1年以上継続して同一事業を営み、市税を完納している中小企業者（個人にあつてはかつ1年以上市内に居住の方）で、次の①～③いずれかに該当する方 ①市内にある事業所から発生する公害を防止するために必要な施設の設置又は改善を行う者 ②市内の事業所に電気自動車等低公害車を導入（購入またはリース）する者 ③市内の事業所に太陽光発電設備を導入する者	融資限度額：2,000万円 融資利率（年利率）：1.8%以内（信用保証付 1.5%以内） 融資期間及び返済方法：5年以内（原則として割賦返済・据え置き期間6か月以内）	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2014041700049/	商工観光課	0463-94-4732
海老名市	○海老名市中企業振興支援事業（環境施設設置） ・市販されているLED照明設備等であつて、既存の照明設備等から入れ替えて設置するもの。ただし、設置に係る事業費の総額が500,000円以上のものに限る。 ・事業完了前までに申請すること。	設置に要する費用。1施設につき200,000円	http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shoko/chusho/1003742.html	商工課	046-235-4843
綾瀬市	○綾瀬市環境学習プログラム集活用事業補助金 あやせ環境教育推進基本計画に基づき策定された綾瀬市環境学習プログラム集から事業を選び、環境啓発事業を実施する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	補助対象年度において1団体1回とし、上限15,000円。	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000031200/hpg000031175.htm	環境保全課	0467-70-5620

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
二宮町	<p>○住宅リフォーム等助成事業 ※詳細な要件はHPを参照のこと</p> <p>①住宅リフォーム補助補助：住宅をリフォームした者に交付する補助金。</p> <p>②空き家リフォーム補助：空き家をリフォームした登録者又は利用希望者に交付する補助金。</p> <p>③同居リフォーム補助：親世帯と子世帯の同居に伴い住宅をリフォームした者に交付する補助金。</p> <p>④同居・近居に伴う住宅取得補助：親世帯と子世帯の同居・近居に伴い住宅を購入した者に交付する補助金。</p> <p>⑤三世代同居補助：③又は④の補助を受ける者で、申請日において中学生以下の孫と共に三世代で同居した際に、加算して補助金を交付する。</p>	<p>①住宅リフォームに要した費用で20万円（税抜）以上の工事に対し、5万円の補助を行う。</p> <p>②町空き家バンクに登録された空き家のリフォームに要した費用で20万円（税抜）以上の工事に対し、10万円の補助を行う。</p> <p>③同居に伴う住宅のリフォームに要した費用で40万円（税抜）以上の工事に対し、20万円の補助を行う。</p> <p>④同居・近居に伴う住宅の取得に要した費用に対し、20万円の補助を行う。</p> <p>⑤③又は④の補助を受けた者で、申請日において中学生以下の孫と共に三世代で同居した際に、20万円を加算する。</p>	<p>http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/toshi/toshiseibi/kekushido/k02/1555633034277.html</p>	都市整備課 計画指導班	0463-71-3311 (内線 283)
	<p>○木質バイオマスストーブ設置補助事業</p> <p>木質ペレット（おがくず状にした木材に圧力を加え、円柱状にしたもの）を燃料として使用する設計及び仕様である木質ペレットストーブ、又は農林業の生産過程で産出される間伐材等の端材を燃料として使用する設計及び仕様である薪ストーブで、新品であるもの。（中古品は対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村税等を完納している者。（同居する全ての者を含む） ・過去に当該補助金の交付を受けていない者。 	補助対象設備代並びに設置に係る経費で、上限が50,000円（特定の工事の工事費用に応じて決定）	—	税務住民課	046-288-3849
清川村	<p>○清川村個人住宅用地防災対策工事費用助成金支給</p> <p>村民が個人住宅の擁壁や塀を防災対策上から補修や改修、植栽化等を村内施工業者により実施した場合においてその経費の一部を助成する。</p> <p>擁壁工事：建築基準法の規定による工作物として扱われるもので、ひび割れ等による擁壁の補修・改修に係る経費 擁壁の高さ：2メートル以上のもの</p> <p>塀工事：コンクリート等により耕作された塀を取り壊し、樹木等への改修に係る経費 既存の塀の高さ：1メートル以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上本村に住居登録を有し、対象となる住宅に居住している者 ・村内施工業者に個人住宅用地防災対策工事を施工させ、かつ、年度末（3月31日）までに当該工事が完了する者 ・村税等の滞納がない者 ・過去にこの助成金の交付を受けていない者 	個人住宅用地防災対策工事金額が100,000円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のもので、1/2を乗じて得た額（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、上限を100,000円とする。	<p>http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/soshiki/soumu/341.html</p>	総務課	046-288-1212